

放置艇ゼロ隻の早期達成に向けた行動方針

令和 4 年 7 月

利根川下流部水面利用協議会

利根川下流部水面利用協議会 構成員

【学識者】

山田 正 (中央大学研究開発機構教授)
鈴木 伸治 (横浜市立大学教授)

【漁業協同組合長 (12 漁業協同組合)】

手賀沼漁業協同組合長
鬼怒利根漁業協同組合長
印旛沼漁業協同組合長
新利根漁業協同組合長
佐原漁業協同組合長
笹川漁業協同組合長
北総漁業協同組合長
常陸川漁業協同組合長
中利根漁業協同組合長
下利根漁業協同組合長
銚子市漁業協同組合長
はさき漁業協同組合長

【マリン事業協会】

(一社) 日本マリン事業協会
関東支部長

【市・町長 (14 市町)】

千葉県

我孫子市長
柏市長
印西市長
栄 町長
成田市長
神崎町長
香取市長
東庄町長
銚子市長

茨城県

取手市長
利根町長
河内町長
稲敷市長
神栖市長

【県 (課長)】

千葉県

河川環境課長
水産課長

茨城県

河川課長
水産振興課長

【海上保安庁】

銚子海上保安部長

【警察】

千葉県警察本部 地域部地域課長
茨城県警察本部 地域部地域課長

【独立行政法人 水資源機構】

利根川下流総合管理所
利根川河口堰管理所長

【国土交通省】

利根川下流河川事務所長

放置艇ゼロ隻の早期達成に向けた行動方針

利根川下流部では、学識者、水面利用関係者、行政関係部署で構成される「利根川下流部水面利用協議会」において、秩序ある係留環境の指針として、平成 17 年 7 月に「利根川下流部係留船対策計画」が策定されました。

また、東日本対震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念されること等から、平成 25 年 5 月に国土交通省及び水産庁により、「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」が策定され、平成 25 年度からの 10 年間で放置艇ゼロ隻とすることが目標に掲げられています。

しかし、「利根川下流部不法係留対策計画」に基づき不法係留船対策を実施していますが、計画策定から 15 年以上が経過した令和 4 年 2 月現在においても 244 隻の放置艇が確認されています。

不法係留船は、洪水の流下阻害、流出による河川管理施設等への損傷等により氾濫を引き起こす可能性、津波による背後住居等への二次被害が懸念される等、近隣住民の生命及び財産に被害を及ぼす恐れがあります。また、一般住民の自由使用の妨げ、景観の阻害、油の流出による自然環境への悪化等の様々な河川管理上の支障を引き起こす可能性があります。

また、利根川では、令和 2 年 3 月に「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」が変更され、概ね 30 年間で行う川づくりがとりまとめられ、今後、堤防整備や河道掘削等の治水対策やヨシ原や干潟の保全・再生等を実施する予定ですが、利根川下流部の無堤地区においては、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」として、令和 3 年度から 7 年度までの 5 か年に重点的かつ集中的に堤防等を整備しており、この事業進捗においても不法係留船等が事業推進の妨げとなることが懸念されます。

このことを重く見て、「利根川下流部水面利用協議会」において、放置艇ゼロ隻を早期に達成し、秩序ある係留環境を実現するため、本協議会の関係者が実施すべき具体的な事項について、改めて行動方針としてとりとめました。

①それぞれの立場や役割に基づき主体的、かつ、継続的に行動する。

「利根川下流部水面利用協議会」には、水面利用に関する幅広い視点を持つ学識者、漁業者やボートレジャーの普及を図る事業者等の水面利用関係者、河川管理や安全・秩序を守る行政関係部署等、立場の異なる多様な組織が参画しています。

不法係留対策は放置された船舶を強制的に撤去することだけではなく、不法係留船舶の所有者が適切な係留施設へ移動する、もしくは、処分をするよう働きかけること、新たな不法係留船の発生を抑制するための制度や監視体制を構築すること、水面利用者を含めて広く一般の方々に対する普及啓発活動等と多岐にわたります。

そのため、参画する多様な組織が情報共有や連携を図りながら、それぞれの立場や役割に基づき主体的に取り組んでいきます。また、これらの取り組みを継続的に実施することが重要となるので、対策の効果、是正を図っていくために、不法係留船の位置や数について定期的に調査・把握し、対策へフィードバックしていきます。

②地域毎に関係機関で情報や意見交換を行い、協働により地域固有の課題の解決を図る。

「利根川下流部不法係留対策計画」で対象とする利根川下流部は延長 80km 以上と長いため、対象範囲の上流域と下流域とでは、不法係留船の分布状況や係留施設の構造等が異なることが把握されており、また、関係する自治体や漁業関係者等の組織も異なっています。

これまで「利根川下流部水面利用協議会」では、利根川下流部の全範囲を対象に不法係留対策の検討を進め、一定程度の対策効果が認められましたが、上記状況を鑑み、放置艇ゼロ隻の早期達成には、地域固有の課題解決を図るための検討体制の見直しが必要となっています。

そのため、今後は「利根川下流部水面利用協議会」の下部組織となる部会について、地域特性に応じて柔軟に組織体を構成し、地域固有の具体的な情報や意見交換を行い、関係者間でより一層の緊密な関係を図りながら不法係留対策を進めていきます。

③不法係留対策の意義や取組内容について広く伝え、地域の理解が得られるよう努める。

放置艇ゼロ隻の早期達成には、不法係留対策を地元自治体や漁業者等の協議会関係者だけではなく、不法係留により不利益を被る可能性のある地域の方々が共有すべき課題として捉え、地域の理解を得たうえで取り組みを進めていくことが重要となります。

そのために、これまでと同様、不法係留船の所有者への指導や沈船・廃船の撤去等の地道な活動が続けるとともに、地域の方々に不法係留対策の意義や取り組み内容について理解してもらえるよう情報発信を進めていきます。

特に、地域固有の課題を話し合う場となる部会を開催し、部会での各主体からの状況報告や意見・情報交換の内容を広く発信する等、地域の方々により身近な問題として捉えてもらえるよう努力していきます。

④社会情勢や河川環境等の変化に応じて、実行力のある不法係留対策となるよう適宜見直しについて検討する。

秩序ある係留環境の指針として、平成 17 年 7 月に「利根川下流部不法係留対策計画」が策定され、現在は計画策定から 15 年以上が経過しました。その間に水面利用を取り巻く環境が変化したことで、計画策定当時と現在とで、不法係留に関する問題認識や設定すべき課題等に不整合が生じてきています。

そのため、今後は社会情勢や河川環境等の変化、また、激甚化する災害に対応した河川整備の進捗状況等に応じ、実行力ある不法係留対策となるよう適宜見直しについて検討していきます。また、必要に応じて「利根川下流部不法係留対策計画」を改定し、その時々の実態に即した不法係留対策を進めていきます。